

質問第二六七号

農林水産物の放射性物質汚染への対処法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年八月二十四日

上野通子

参議院議長 西岡武夫殿

農林水産物の放射性物質汚染への対処法に関する質問主意書

農林水産物の放射性物質汚染への対処法に関して、以下のとおり質問する。

一 農林水産物が放射性物質に汚染された場合の対処法について、法令上に具体的な規定があるのか明らかにされたい。また、東京電力福島第一原子力発電所における放射能漏れ事故以降、農林水産物の放射性物質汚染に対し、政府は何を根拠に自治体、農協、生産農家等に対処法を指導してきたのか明らかにされたい。

二 農林水産省は平成十二年度に「原子力災害緊急対応マニュアル」を策定したと耳にしている。この中で農林水産物が放射性物質に汚染された場合、またはその恐れがあると認められた場合の対処法について、どのように記載しているのか明らかにされたい。また、このマニュアルの策定からこれまでの間に改訂や更新が行われたのかについても明らかにされたい。

三 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う農林水産物の放射性物質汚染に対して、二の「原子力災害緊急対応マニュアル」に沿った対応が行われたのか、政府の見解を明らかにされたい。また、このマニュアルを一般に公表していない理由について明らかにされたい。

右質問する。

